

現代フランス職業教育における产学提携

夏目 達也

(名古屋大学大学院)

はじめに

本稿では、最近フランスにおいて後期中等教育段階の職業教育を中心に、政府が積極的に促進している产学提携 (jumelage Ecole-Entreprise)について、その活動の概要、及びその若干の特徴と問題点を紹介する。

フランスは、欧米諸国の中でも、職業教育に関して学校の役割をとりわけ重視し、その整備・発展に努めてきた数少ない国の一であるといわれる。それを反映するかのように、現在、後期中等教育段階の学校の生徒総数の過半数が、職業教育を受けるにいたっている。この特徴は、同じく職業教育の整備・発展に努めてきた国的一つにあげられる西ドイツと対比させた場合に、より一層明瞭になる。周知のように、西ドイツにおける青年を対象とした職業教育・訓練は、職業学校での教育と企業での実地訓練を組み合わせた、いわゆるデュアル・システムを基本形態としている。しかし量的にも後者の比重が圧倒的に大きく、学校の役割は相対的に小さい。同じように職業教育の整備・発展に努めてきた両国ではあるが、その制度は大きく異なっている。*

しかし、最近フランスでは、経済界の監督下に職業教育をおくべきだとして、西ドイツにみられるようなデュアル・システムを念頭に置き、それに類似した制度の導入を求める動きが、経済界を中心にみられる。近年の経済不況にともない、重大な社会問題となっている青年の失業問題との関係で、学校の職業教育が就職を保障していないとして、そのあり方が問い合わせられていることも、これらの動きを助長している。こうした状況の中で、学校だけで職業教育を行うだけでなく、企業にもある程度これに関与させる傾向がみられる。本稿で取り上げる产学提携も、その一環として実施されている。

ところで、产学提携を促進しようとする動きは、わが国でも以前からみられるが、とくに最近顕著になりつつある。たとえば、臨教審第二次答申で、高校の職業教育に関して、企業や専修学校などにおける現場実習を単位として認定する措置や連携の拡充の必要性がうたわれている。これを受けるかのように、一部の高校職業科では（ごく少数と思われるが、なかには中学校でも）、職業指導や生徒の学習意欲向上、あるいは職業教育それ自体のために、企業内実習を実施していることが知られている。**しかし、企業内実習などのように、教育活動の一端を企業に任せようすることには、資本主義経済における企業の本来的な性格との間に深刻な矛盾が内在している。それゆえそれを趣旨どおりに実施するためには、多くの点で慎重な配慮を必要とする。またそれに関わって、

解決すべき問題——たとえば企業に教育責任を担わせる方法、活動分野、その規制方法等——も多い。今後产学提携がさらにいっそう推進されることが予想されるだけに、これらの問題の解決は急務である。それゆえ产学提携は、たんにフランスの問題であるのみならず、まさにわが国の問題であるといえる。

本稿は、上記の問題の解明に接近することを企図している。もとより、これらの問題の解明はこの小論で達成しうるものではない。本稿は、それに接近するための基礎的作業であり、筆者が今後に企画している产学提携問題に関する研究の第一報である。ここでは、最近の产学提携に関する動向の概要を把握することに努める。

* 西ドイツのデュアル・システムについては、佐々木英一「西ドイツにおける職業教育・訓練の『二元体系』をめぐる最近の論調」、技術教育研究会編『技術教育研究』（第26号、1985年5月、pp.1-7.）及び久本憲夫「西ドイツの職業訓練」、（小池和男編著『現在の人材形成』、ミネルヴァ書房、1986年、pp.189-212.、所収）に詳しい。

** 筆者が住む愛知県では、商業科などを中心に企業内実習を実施している高校がいくつかある。また中学校では、千葉県や長野県の一部の中学校で実施されている。（「特色ある進路指導の実践」、『中学教育』、小学館、1986年11月号、pp.21-60.）

1. 产学提携の背景

1970年代半ば以降不況に陥っている経済再建のために、フランス政府は「産業の現代化」の名の下に、先端技術の導入・開発と各企業における生産設備の更新の促進を重要な政策課題に位置づけている。それにより経済成長と雇用の創出が図られている。またそれを担う人材養成も重要な政策課題になっており、それとの関連で教育改革も重視されている。たとえば、1984-88年の第9次経済・社会・文化発展計画の優先的執行計画において、テクノロジーと貯蓄努力に依拠した産業の現代化、及び教育制度の革新が、それぞれ優先度の第一位、第二位に位置づけられている。

产学提携の提唱者の一人である国民教育大臣（当時）のシュベーヌマンは、全国の教師にあてた手紙の中で、「経済成長と雇用の増大をわが国にもたらす現代化のためには、より高度な水準の一般教育と資格〔を備えた労働者〕が必要となるが、それは社会全体への科学と技術の普及によって可能になる。」としている。とくに現在工業で熟練労働者、労働者、テクニシャン、技師が不足しているとして、その養成が急務であると説く。¹⁾

こうした観点から、国民教育省は職業教育の全般的な改革に着手している。1984年にテクノロジー長官官房を設置し、1985年12月にテクノロジー・職業教育計画法（すべての生徒・学生に対するテクノロジー教育、とくに情報教育の手ほどきの教授、上級テクニシャンの50%増加、テクノロジー・職業教育関係の予算とポストの増大を主な内容とする。）を制定した。またとくに後期中等教育に

における職業教育の改革が重視されている。従来この段階における職業教育、とくに短期教育コースの職業教育（後期中等教育の職業教育は、修学期間3年の長期教育コースと同2年の短期教育コースに分岐する。）は、従来からしばしば「失敗のコース」と称せられ、学業不振の生徒の進学コースと見なされる傾向にあった。これを「成功のコース」に改め、より多くの青年をここに吸収することを企図して、これまでに以下のような改革が実施された。1) 従来短期職業教育から直接に高等教育に進学することは不可能であったが、これを可能にする職業バカロレア（職業資格取得後2年間の教育を経て、資格取得が付与される。）の創設、2) 長期教育コースへの転校を促進するための特別学級の増設、3) 産業構造の変化に対応しうるような職業資格の再編成、等である。

これらの制度面の改革と並んで、施設、設備の近代化、及び教育内容、方法の改革の必要性も叫ばれている。産学提携は、その一環に位置づけられている。シュベーヌマンは、まず「学校は、長い間、職業の論理から逃れてきた。一方産業界は、国民教育制度が自分たちの要求に応えられないものと見なし、これに対して不信の態度をとり続けてきた。」として、学校と産業界のあいだに深い溝が存在したことを指摘する。²⁾ 現在の経済、雇用及び技術の進展等の状況を考慮すれば提携が必要であるにもかかわらず、両者間にこのような断絶が存在したことが、フランス経済にとって深刻な弊害をもたらしたとする。つまり企業の要求するような高度な熟練をもつ労働者、technicien、技師が不足し、その結果として産業の現代化が妨げられ生産性の低下をきたしているというのである。教育機関が、産業界の要請に対して無関心であったため、国の緊急課題である産業の現代化に必要な人材を供給できていないと断じているのである。一方こうした断絶は、産業界のみならず、教育界にも好ましくない結果をもたらしているという。つまり、青年たちが、「今日では時代遅れで不適応状態に陥っている教育を受けていたために、修了後も自分が取得した資格以下の仕事にしきつけない」とこと、そのような職業教育に魅力を感じられないために、学習意欲が持てず、職業資格未取得のままに学校を離学する者が毎年約10万人にものぼることが指摘されている。シュベーヌマンは、就職を保障しうるよう、産業界の要請を考慮した職業教育の実現を図るべきだとしている。³⁾

改善が進んでいるとはいえ、全体からみればいまだに不十分な状況にある学校と企業の関係を緊密化すること、そのうえで学校は企業の要求を考慮して教育を行い、青年の就職の機会をいくらかでも増大させることができることが企図されている。

しかしシュベーヌマンが主張するような産学提携の必要性は、実際には以前から主張されており、一部では既に実施されている。たとえば職業リセや職業準備学級（CPA——前期中等教育の4年間のうちの3年次以降に置かれており、義務教育終了後就職する生徒を対象に職業準備教育を行っている。）、及び一部の高等教育機関では、企業内実習を実施している。また職業資格未取得で学校を離学した青年を対象とする職業教育・訓練（教育機関による理論教授と企業による実習指導とを組み合わせたシステムを採用している。）にリセ、職業リセ等が参加している。政府はこれらの一

定の実績をふまえて、その活動を発展させると同時に、職業教育や高等教育以外にも産学提携を普及させることを企図している。

2. 産学提携による諸活動の概要

1984年9月に、当時のファビウス首相が産学提携の促進を提唱した。これを受け国民教育省は、教育のさまざまな分野における産学提携の具体的な進め方等について検討する委員会^{*}（Mission Education-Entreprise、委員長：ダニエル・ブロック）を10月に発足させるなど、本格的に産学提携を促進する動きを示した。

こうした状況を先取りして、9月27日に最初の産学提携の契約（後述するように、産学提携にあたっては、その目的、活動内容、契約期間等について、学校と企業の間で契約が交わされる。）が成立したが、⁴⁾ それ以後契約件数は急増した。契約を交わした教育機関は、全体で1984年12月20日に97件、1985年1月24日に961件、3月20日に2281件、5月14日に4927件、6月17日には8011件に達した。⁵⁾ 1985年6月17日時点ではこれを学校別にみると、コレージュが1087校（契約を交わした学校全体の34.2%、コレージュ全体の25%）、職業リセ892校（同37.8%、職業リセ全体の60%）、リセ^{**}623校（同24.3%、リセ全体50%）であり、この3者で全体の96%以上を占めている。⁶⁾ この数値が示すように、フランスにおける産学提携は、少なくとも現在主要には中等教育の問題として提起されているといえる。

なおこの3者の中では、後期中等教育段階の短期職業機関である職業リセの比重が高い。1985年3月20日の時点で、その比率は48%と全体のほぼ半数をしめていたことからすれば、ややその割合は低下したとはいえ、依然職業リセが大きな位置を占めていることに変わりはない。またこの3者のそれぞれについて契約締結の状況をみると、職業リセの60%、リセの50%、コレージュの25%にあたる学校が契約しており、⁷⁾ 職業リセの契約締結率が高い。

* 同委員会は、1985年5月に政府に報告書を提出した。その中で示された提言は、以下の16項目である。

- 1.はじめに：学校と経済を接近させる、2.分析と予測のための資料、及び教育上の工夫、3.西暦2000年における資格の予測：明日の企業にとって必要な人間とは、4.テクノロジーと経済に開かれた教養のために、5.後期中等教育における短期職業教育、6.テクノロジー・職業バカラロア、7.リセのテクノロジー・職業教育に関する産業界への諮問のための方策、8.中等教育における職業指導、9.上級テクニシャンの養成、10.テクノロジー修士号と技師免状、11.テクノロジー研究と研究による教育、12.交互教育・訓練による職業参入、13.継続教育・訓練、14.地方分権化、15.産学提携、16.公立教育機関と企業の収斂のための戦略。

** ここでいうリセとは、長期教育コース（修学期間3年）の教育機関であり、普通教育を行

従って実施の概要を紹介する。

1) 職業指導のための情報提供に関するもの

この活動の一つは、職業指導のための情報提供を行う集会や討論会への企業の職員の参加である。⁹⁾これらの会は、教師、生徒代表、進路指導カウンセラー等によって学校単位で構成される教育チーム (équipe pedagogique) や、地域のリセ、コレージュの関係者、進路指導カウンセラー等による情報活動推進チーム (équipe d'animation) が主催する。これらの会には、企業の職員のほか、職業安定所 (ANPE) の職員らが招かれ、それぞれの立場から職場における労働の実態や就職をめぐる諸問題等、生徒の進路選択に必要な情報を提供する。また、企業における諸活動や労働者の生活の一端を理解させ、進路選択の際の一助にするために、企業見学や各種の展示会が行われている。これらの活動は、進路選択（普通教育機関か職業教育機関か、あるいは同じ職業教育機関でも長期教育コースか短期教育コースか、など）が直接に迫られるコレージュを中心に実施されている。このほかにも、進路選択に必要な情報提供のためのさまざまな活動が実施されている。従来の活動では、上級学校に関する情報の提供が中心であり、本来上級学校の選択の際にも必要なはずの職業に関する情報の提供の不十分さが、しばしば指摘されてきた。政府の産学提携の推進によって、今後この分野の活動は重視されるように思われる。

2) 施設、設備の相互利用、教師と企業の職員の相互派遣に関するもの

職業リセでは、すでに1979-80年の学年から企業内実習 (sequence éducative en entreprise) が実施されている。この活動は、1週間から数週間に及ぶものである。教師と企業の協議により設定された活動計画に従い、企業内の実際の労働に参加されることにより、以下の目的の達成がめざされている。すなわち、1) 労働の現場の実態を理解させること、2) 学校での普通教育や職業教育を通して獲得すべき知識や技能がいかなるものであるかを理解させること、3) 職業資格取得への意欲を高めること、4) 今後自分が受けるべき教育に関する計画をもたせること等である。1983年には、職業リセの生徒全体の16.7%にあたる13万5000人が、この企業内実習に参加した。¹⁰⁾ また職業資格を取得した後就職に備えて、すでに習得した知識、技能を地域の実情に適合させるために、さらに最高1年間の交互教育形式による補足教育 (formation complémentaire) の機会が職業リセの生徒に開かれている。この教育を受ける生徒 (1983年には、職業リセの生徒全体の1.6%にあたる1万3000人が参加した。¹¹⁾) にたいしても、企業内実習が行われている。

同様の活動は、コレージュでもみられる。既述のように、かねてから、職業準備学級では企業内実習が行われていたが、1980-81年の学年からこれ以外の通常のコースの生徒をも対象として実施されるようになった。¹²⁾ これは、労働の実態やそれをめぐる諸問題についての理解を深めさせ、生徒が進路選択を行う際の一助にすることを企図している。また生徒ばかりではなく、教師をも対象とした企業内実習も行われている。*

反対に職業リセ、リセ及びコレージュなどは、企業の職員のための継続職業教育・訓練を行って

表一1 各学校の产学提携契約の締結状況（1985年6月17日現在）

- ・コレージュ…………1,087校（コレージュ全体の25%）
- ・職業リセ…………892校（職業リセ全体の60%）
- ・リセ…………623校（リセ全体の50%）

出典：'Situation des jumelages école—entreprise' "L'Enseignement technique" 1985 7—8—9, p.44.

表一2 产学提携契約の学校別分布状況

（単位は%、括弧内は契約件数）

	1983年3月20日	1985年2月20日	1985年6月5日	1985年6月19日
小学校	1.5	1.5	0.5	2.1
コレージュ	18	18	24	34.2
職業リセ	48	48	43	37.8
技術リセ	33	24	21	24.3
普通教育リセ		9	11	
その他	0.5	5	9.5	1.6
合計	100.0 (2,281)	100.0 (--)	100.0 (5,850)	100.0 (8,011)

出典：Ministere de l'Éducation nationale, Bilan des jumelages école—entreprises 17 juin 1985, 1985. p.1. 及び、'Situation des jumelages école—entreprise' "L'Enseignement technique" 1985 7—8—9, p.44.

うリセ、職業教育を行う技術リセ、この両者を併置する多学科併設リセを含んでいる。

次に、主に職業リセで実施されている产学提携の諸活動の概要を紹介する。^④

上記の产学提携に関する検討委員会の報告書は、产学提携の「発展段階」として以下の3つを指摘している。すなわち、1)相互理解のための情報交換（但し、実際の活動内容に照らして、本稿では「職業指導のための情報提供」とする。）、2)施設、設備の相互利用、及び教師と企業の職員の相互派遣、3)技術、科学、文化、教育に関する共通の計画の実現である。ここでは、これに

いる。これらの学校は、しばしば数校単位でグループ（グレター—GRETA—Groupement d'establissementと称せられる。）を形成し、施設、設備、職員を共同で利用しながら、この活動にあたっている。（またこれらの機関は、1977年以降失業中の青年を対象とする職業教育・訓練に関して、主として、理論教授を担当している。）＊＊

* 1980年に政府に提出された職業指導の改革に関する報告書は、従来その不十分さが指摘されてきた職業に関する情報提供活動の充実のために、進路指導カウンセラーとともに教師に対しても、企業内実習を実施することを提起していた。¹³⁾

＊＊グレタの活動実績を1984年についてみると、公立の職業リセ、リセ、コレージュ5760校が382のグレタを形成し、36万3100人の研修生を受け入れた。¹⁴⁾

その他、ある企業では、リセの教育に供するため、労働災害の問題に関する情報を教師に提供している。また職業リセやリセでは、企業の幹部職員等が理論教授や実習の際のチューターとして、あるいは試験委員会の一員として、教育に直接に関与する場合もある。さらに企業との間で協議会組織をつくり、この機関を通して企業の職員が教育課程の作成等に参加している例もいくつかみられる。

3) 技術・科学・文化・教育に関する共通の計画の実現に関するもの

この分野の活動には、企業と学校との協力による新製品の開発・製造や各種の研究開発センターの設置、共同利用がある。たとえば、フランス北西部のある都市では、家畜の食料製造業者の依頼を受けて、在庫管理、材料の運搬、重量測定、袋詰等の工程の自動化システムの考案・製作を行った。また他の都市では、地域の消防署とともに協力して、消防車の進入が困難な場所に水を搬入できる消火ポンプを開発し、その製造に関して地域の鋳造業等の企業と契約を結んだ学校もある。このほか、銃の不要な鍵の製造や、人間の視覚現象についての学習のために眼科医や工業実験所の協力を得て、人間の目を模した人工眼の製造を行った事例も報告されている。

また共同設置、利用の研究センターに関しては、フランス北西部のラヴァル市の技術リセ内に設置された実験・教育工学センター（CILEF）が、その代表的な事例とされている。建設費を国民教育省と地元の企業が共同で負担し、運営費を両者の仲介役を努めた商工会議所が負担している。生徒や企業の職員は、配置されたコンピュータを利用して学習や製品開発のための実験を行っている。センターには、技師が一名常駐しており、彼らの活動を援助している。

表-3は、上記の諸活動のうち、各地の職業リセ、及びリセで契約に際して重視されている活動を示したものである。これによると、もっとも重視されているのは、企業内実習とテクノロジーの分野における協力・企業のための製作である。次いで企業の職員のための継続職業教育・訓練、教師のための教育・訓練、職業リセ、リセの教育への企業のテクニシャンや幹部職員による関与、さらに生徒や教師による企業の施設、設備の利用、職業資格取得者のための補足教育が続いている。

表一3 契約において重視されている活動

A. リセ、職業教育リセ

契約において重視されている活動	重視している大学区
企業内実習	12
生徒・教師による企業の現代的な施設・設備の利用	5
テクノロジーに関する協力、企業のための製作	12
企業の職員のための教育・訓練の活動	9
教師のための教育・訓練の活動	6
リセ、職業教育リセの教育への企業のテクニシャン、幹部の関与	6
生徒の就職に便宜を与えるための活動	
交互教育方式による補足的な教育	5
共同で主催する集会や討論会	4
資格の新設のための合同の観察委員会の設置	2
技術に関する情報、資料の交換	2
訓練税による補助金の交付	3

B. コレージュ

契約において重視されている活動	重視している大学区
相互の理解を深めるための交流、コレージュのきぎょうへの開放	8
職業善学級や就職善学級の生徒のための企業内実習	3
その他の学級の生徒のための企業内実習	2
職業指導のための情報提供	4
企業の実態を教師に理解させるための活動	1
企業の援助を絵手製とが実施する技術プロジェクト	1

<注>

* 各大学区長が担当大学区の状況についての報告したもの。

** 数字は、回答した大学区長の人数。

出典：Ministère de l'Education nationale, Bilan des jumelage école
entreprises 17 juin 1985, 1985. p.3.

提携に参加している企業は、各種の工業・手工業関係が全体の24.5%ともっとも多く、公企業と商業・サービス関係がともに11%でこれに次ぎ、さらに金融関係が10%と続く。その大部分は中小企業である。¹⁶⁾（表一4参照）

提携による活動内容や契約書の作成については、相談に応ずる機関（その責任者は、多くの場合技術教育主任視学官が務める）が、数県単位で設けられているが、契約の締結、契約の内容に関する決定は、各学校や企業の意志に委ねられている。¹⁶⁾ 但し国民教育省は、契約の内容として盛り込むべき事項として、提携の全体的目的、契約期間及び契約の条件、諸活動の目的と概要、提携を実施するにあたっての責任者の氏名等を例示している。このほかに、生徒の企業内実習や工業製品の製造に関しては、特別な契約を結ぶことも可能であるとしている。¹⁷⁾

（前者に関しては、実習にかかる諸条件や事故の際の補償等、後者に関しては、学校と企業双方の権利と義務等が重要な項目とされている。）

国民教育省は、産学提携の目的として、
1) 企業内の経済的、社会的役割を生徒に理解させること、2) 特に技術の領域において、学校で習得した知識を補完させること、3) 職業や雇用問題についてのリアルな情報を与えること、4) 高度な教育の習得に向けて生徒の意欲を高めたり、教育終了後の就職を援助することをあげている。¹⁸⁾ 確かに上記のように多様な内容の活動は、これらの目的の達成

をある程度可能にすると同時に、職業教育を実際の職場においても通用するものにし、これに対する生徒の関心を高める可能性を有するようと思われる。実際教師の間では、産学提携に対する支持は一般に強い。とくに産学提携を実施している学校中で大きな比重を占める職業リセの教師の間では、その傾向が著しいといわれる。（「ル・モンド教育」誌が、1985年8月に初等、中等教育の教師を対象に行ったアンケートでは、産学提携に賛成する者は84%であった。これを職業リセ

表一4 産学提携の契約を結んだ企業

契約した企業の産業分野	%
農業	4
食品・農業・食品	6
建築	5
建具屋	5
電気	2
機械	8
各種の工業・手工業	24.5
運輸	1
商業・サービス	11
情報・事務・通信・オーディオ	1
金融	10
ホテル	1.5
衛生・社会福祉	3
公的企業	11
保険・自由業	2
職業団体・組合	5
合計	100

出典：Ministère de l'Éducation nationale, Bilan des jumelage école—entreprises 17 juin 1985, 1985. p. 1.

についてみると、実に98%に達する。^{19)*} その点では、少なくとも現時点においては産学提携が、職業教育の内容、方法の改革に一定程度貢献していると言えるかもしれない。**

* 同調査では、反対10%、無回答6%であった。コレージュの教師や年齢の若い層では、反対と回答した者がそれぞれ14%、13%いる。²⁰⁾

** 地元の銀行との間で提携を行っているあるリセの教師は、産学提携について次のように述べている。

「産学提携はまだ最近始まったばかりで、契約内容のすべてが実現されているわけではありません。しかし私たちの学校教育、生徒や他教科を担当している教師たちに対するインパクトは、かなりなものです。銀行の専門家たちの関与は、私たちにとって特に貴重です。というのも、彼らは私たちの学校の教育に、現実の世界への手がかりを与えてくれるからです。そのほかにも銀行は、現実の生きた資料を提供してくれるし、また上級テクニシャン免状取得準備コースの学生のために、海外での実習先を挿す援助をしてくれます。」²¹⁾

3. 産学提携に対する労働組合の対応

上記のように、産学提携に対する支持が初等、中等教育の教師の間で強いことを示す調査結果がある。しかし、彼らの間に産学提携の実施に対する反論がないわけではない。実際同調査でも、全体の10%にあたる教師が、反対の立場を表明している。また各地の産学提携の実施状況をまとめた国民教育省の報告書においても、各々の学校での実施が困難になっている要因の一つに、この問題に対する教員組合の「躊躇」(réticence)が存在することが指摘されている。^{22)*}

そこで次に、産学提携に対する労働組合の見解について概観する。ここでは、フランスの主要な労働組合中央組織であるフランス民主労働総同盟（以下、CFDTと略す。）とフランス労働総同盟（以下、CGTと略す。）を中心に、その見解の概要とその若干の特徴を明かにする。**

* 報告書には、この「躊躇」の内容やその理由、程度についてはいっさい記されていないので、それが明確な反対であるのかどうかは不明である。しかし少なくとも、産学提携の実施を積極的に支持しない教師が一定数いることは確かであろう。

** なお、資料上の制約のために、きわめて限られた数の資料に依拠せざるをえなかったことを予め断わっておく。ここで用いる主な資料は、上記産学提携に関する政府の委員会報告書に寄せられた各労働組合の見解、国民教育省の雑誌に掲載されたそれ、及び民間の教育雑誌の各労働組合へのインタビュー記事等である。²³⁾

両者とも産学提携に対しては、否定的な見解を示していない。その点では、生徒と国民教育省を企業の従属下に置く危険性があると指摘して、産学提携に対し否定的な見解を示す傾向にあるといわれる²⁴⁾ 労働総同盟—労働者の力(CGT—FO)とは、見解を異にする。しかしCFDTとCGTの両

者の見解には、いくつかの点で少なからず差異がある。

CFDTは、産学提携の積極的推進を提唱している。彼らは、その理由として、絶えず発展する社会の要求を学校が把握すること、新設される職業資格に対応しうるように教育内容を現代的なものに改編すること、また生徒が学校で習得した知識を、具体的な場面で応用する能力を獲得すること等に関して産学提携が有効であることを挙げている。特徴的なことは、学校内外の青年の教育及び従業員の継続教育に対して、企業は責任を負うべきだという見解を示していることである。つまり、学校と同様に企業もまた教育の場として捉えているのである。いくつかの分野の学習は、具体的な労働の場面においてのみ可能であるとして、その分野で企業が責任を果たすことを求めている。こうした考えに対しては、学校の責任や役割の軽視につながるとの批判が予想されるが、それに対しては次のように述べている。

「企業が教育の領域で果たすべき責任を負っていることを認めることは、学校の責任を否定したり、弱めることではない。むしろ反対に、そのことは学校と企業の各々が担うべき役割、機能を明確にさせることや、両者間で相互補完性を打ち立て、さらには教育機関が提供できないものを、教育機関に期待することを避けることなどを可能にすると考える。」²⁵⁾

CFDTがこのように、教育への企業の関与、責任の分担に対して積極的であることの主要な理由の一つは、労働者の職業教育・訓練に関する理論、運動両面にわたる労働組合の蓄積と、その結果としての企業内の職業教育・訓練に対する労働組合による規制を保障する制度が存在することにあるように思われる。たとえば一定数以上の従業員を雇用する企業には、労使同数で構成される企業委員会（comité d'entreprise）、及び従業員代表制度（délégué de personnel）が設けられている。後述の交互教育による見習研修を含めて企業内での教育・訓練の実施にあたっては、これらの機関による協議が法令によって義務づけられている。このような労働組合による規制の法的保障を念頭に置いているように思われる。

それでは、このようなCFDTの見解は、現実に照らして有効性を持ちうるのであろうか。結論を先取りしていえば、必ずしもこれらの機関がその機能を十分に發揮し得ているわけではないようである。企業委員会は、従業員50人以上の企業に設置されるにすぎないし、従業員代表制度についても、その設置は10人以上の企業に限定されている。後者に関しては、その基準に合致する企業でも設置していない企業が少なくない。²⁶⁾ 特に産学提携を行っている企業のほとんどが中小企業であることを考慮すると、CFDTが産学提携の推進や企業の教育責任の根拠としている企業における労働組合、労働者による規制がどの程度機能しうるのかについては疑問である。

またCFDTは、同じく企業の教育責任と教育機能を認める立場から、「産学の協調は、教育の方法としての交互教育の発展をも企図している。」²⁷⁾ と述べ、交互教育の実施についても積極的である。しかし、実際に交互教育方式を採用している主要なシステムである失業青年のための職業教育・訓練についていえば、企業が教育責任を果しているとはいい難い状況にある。

この制度については、既に別の機会に述べているので²⁸⁾、ここでは最近の特徴について大づかみに述べるにとどめる。最近の顕著な傾向は、職業資格取得とそれに基づく就職の機会を青年に公的に保障する点での理念と実態の両面における後退である。10数種類ある交互教育による見習研修制度のうち、特に契約期間が長く、受講手当の企業負担分の大きいもの、また理論教授の比重の大きいもの（したがって、企業での労働従事の比重は相対的に小さい。）は、企業に敬遠されて受講者が少ない。さらに1984年以降は、企業に理論教授のための時間の保障義務を課さない見習研修が設けられている。職業資格取得試験に理論試験が課せられていることを考慮すれば、そのことは職業資格の取得を保障する観点を著しく欠落させているといわざるを得ない。これらの見習研修では、受講手当額が少なく、また法令によって禁じられているにもかかわらず、受け入れ企業が本来正規の職員の仕事に受講生を従事させる場合が少くないという。しかも受講生のかなりの部分は、既に職業資格取得者によって占められている。（そのことは、雇用主にとっては、有資格者を少額の受講手当の負担のみによって利用できることを意味する。）つまり企業は、必要なときに一時的に、しかも安価に利用できる青年労働力のプールとしてこの交互教育による教育・訓練制度を利用しているのであり、CFDTが期待しているように企業が教育責任を果しているとは言い難い状況にある。

しかしそのことは、資本主義経済における企業の本来的性格を考慮すれば、むしろ当然予想されることであろう。それだけに、このような制度を趣旨どおりに機能させるためには、公的機関や労働組合による規制が必要となる。上記のような実態は、このような規制がフランスにおいてもいまだなお困難な課題であり、結果的に必ずしも適切に機能していないことを示している。したがって、CFDTが主張するように、教育・訓練に関して企業に責任を担わせることは、決して容易ではないし、それに成功しているわけでもない。またそのような状況の中で、教育における学校と企業の相互補完性という主張も有効性をどの程度期待しうるかは、疑問である。その点で企業に教育責任を担わせるという考え方は、その分野、方法、規制方法など検討すべき課題が多いと言いうる。このような状況を考慮すれば、CFDTの主張は、直ちに実施可能な行動を提起するものとしてではなく、むしろこれらの点に関わって課題を提起しているとみるべきなのかもしれない。

一方、CGTも産学提携の必要性については、否定していない。しかしCFDTと比較して、CGTはより慎重な姿勢を示している。まずこの問題についての基本的見解を次のように述べている。

「教育における生産的労働の位置づけは、たんに理論と実践の関係に解消できない重要な問題である。学校と生産〔の現場〕が遮断されていることは、個人の人格の社会的側面の形成にとって障害になる。フランス社会及び世界の大きな変化に直面しながら、学校が自らの内に閉じこもることによってもたらされた歴史的『失敗』は、真の障害となる態度と精神を作り上げた。この障害を取り除き、教育と労働及び学校と生産〔の現場〕の関係をいかに構築するかは、CGTにとって重要な試金石である。」²⁹⁾

但し、政府が提起しているようなたんなる教育と企業の提携に留まらずに、学校・大学を社会的、経済的、文化的環境に広く統合していくことが、これらの教育機関の教育を科学、技術の進展に能率的に適合させるうえで重要であると指摘している。「産学提携は、〔学校と企業との〕新たな関係を確立するための一つの機会であろう。」³⁰⁾ という言葉にみられるように、現在提起されている産学提携を、学校と社会との関係のあり方を問う問題として捉えている。

実際に行われている産学提携の諸活動については、企業の実態を見学したり、接触することや、企業の活動に参加することについて、その必要性を認めている。（これらの活動を、「発見」と称している。）但し企業に関する正しい知識を教授するために、普通教育、科学・技術教育及び教養教育全体の中に、いわば職業指導のためのこれらの活動を位置づけることを要求している。また同時に、企業主だけでなく労働者、労働者代表と教師との協議によって進めることを提起している。³¹⁾

しかしCFDTが、学校と同様に企業を教育・訓練の場として見なすべきだと主張したのに対して、CGTはその考え方を否定し、企業に教育責任の一端を担わせるという考え方には反対する。またCFDTが積極的にその実施を提起する交互教育についても、それがやがて見習工訓練（訓練内容に企業の意向が反映しやすく、学校教育に比べて学習時間も短い。）へと発展しかねないとして反対する。このような主張は、職業教育・訓練が基本的に国民教育省の責任に置いて実施すべきものであるという考え方に基づくものである。したがって、経済界との協力をを行う場合にも、国民教育省の責任の下で実施することを主張している。つまりCGTは、CFDTと比較して職業教育・訓練を公的に保障しようとする観点を明確に保持しているといえる。

このような立場から、流動的で、短期的な企業の要求に対して教育機関が従属することのないように、次のような手続きを踏まえることを要求している。³²⁾

1.産学提携の実施にあたって、企業においては企業委員会、従業員代表、企業内組合、学校においては、学校評議会、学校内の教員組合組織によって、活動内容を検討すべきこと。

2.以下の点に関して、学校と企業の間で契約を交わすこと。

- A.生徒の企業内実習の形態、期間、内容、企業内での指導者、教師や父母が構成する教育チームの役割。
- B.集会やクラブでの討論会にあたって企業に参加を求める場合に、教育チームは労働者の派遣を要請できること。
- C.新しい技術に関する様々な知識の習得のために、企業が教師の受け入れを認めること。
- D.学校が労働者の継続教育・訓練に参加する形式、及びこの活動に関して、国民教育費と企業が負担する費用。
- E.職業資格取得後の補足教育を受ける生徒の受け入れに関して、職業資格に対する企業の要求及び企業が予定している経費の負担額。

F.学校内及び企業内において学校が行う諸活動に対する企業の財政的援助。

G.産学提携の諸活動の内容を評価するために、活動についての指導、チェックの方法。

である。

企業委員会や従業員代表制度による規制方法の有効性には問題があるとはいえ、CGTの提案は、産学提携に関して企業に担わせる活動分野とそれに対する学校や企業内の諸機関、労働組合の規制の方法の一例を具体的に示した点で、注目される。

このように、産学提携も含めて教育・訓練における企業の責任と機能を認めるかどうか、換言すれば職業教育・訓練に関する公共性の重視という点で、CFDTとCGTの見解には明解な差異がみられる。

2. 産学提携における問題点

産学提携をめぐる主要な問題点は第1に、それが学校における職業教育の軽視、ないしは否定につながる可能性を内包していることである。

最近フランスでは、学校における職業教育の意義に対する疑惑を表明する主張がいくつかみられる。その代表的なもの一つは、プロスト（A.Prost——パリ第一大学の歴史学教授。1981年に設置され、1983年に報告書をまとめた国民教育省のリセ教育改革研究委員会の委員長を務めた。）によるものである。「職業教育を発展させることは必要か」と題する論文の中で、概要以下のように彼は述べている。³³⁾

まずアメリカ、日本、西ドイツと比較しながら、フランスの職業教育の特徴が、学校で、しかも後期中等教育機関のリセで行われていることにあると指摘し、この点を問題にしている。（フランスで学校の職業教育が重視されてきた理由として、彼は以下の2点をあげている。すなわち、フランスの各企業が労働者の教育・訓練に熱心に取り組む慣例がなかったこと、及び1955—65年の国民の教育要求の高揚を中等教育からそらすために、政府が職業教育機関の整備に取り組んだこと、である。）その主な論点は、学校という制度がいわば硬直性をもつということにある。教育課程は政府の各種機関による審議を経て全国的に決定されるし、各学科の時間配分も法令により決定される。また学科の設置・改廃も施設・設備の変更や教師の配置転換（場合によっては再教育も）を伴うために、迅速に行えない。それゆえ、学校の職業教育は、進展のスピードの早い雇用状況に対応しきれないというのである。したがって学校の職業教育を発達させることは、雇用状況への適応という不可能なことを求めて駆け回るようなものであるとして、その必要性を否定する。反対に以下の2条件が満たされるならば、学校の職業教育は廃止できるとさえ言う。一つは従来各企業が重視してこなかった企業内教育を充実させること、いま一つは普通教育の範囲内で職業に関する実際的知識やその応用方法を教授することである。後者の方法の補足として、普通教育修了者に雇用への

適用を可能にする特別教育（「雇用適用モジュール訓練」）の実施を主張し、それに関して企業との提携の必要性を強調する。

産学提携に対し積極的な姿勢をとっているフランス経営者全国評議会（CNPF）は、このプロス

表—5 出身教育機関による職業資格取得状況

上段：人
単位：
下段：%

職業資格 教育機関 年	職業適任証		職業教育免状	
	1983	1984	1983	1984
公立職業教育リセ・リセ*				
合格者	143,439	143,908	75,202	75,415
合格率	62.05	59.63	63.1	61.3
私立職業教育リセ・リセ*				
合格者	44,710	46,420	23,882	24,996
合格率	66.05	66.34	68.07	67.2
国立通信教育センター				
合格者	696	409	250	225
合格率	49.11	48.0	38.58	37.2
見習工養成センター				
合格者	48,416	46,784	—	—
合格率	47.47	45.48	—	—
継続教育・訓練				
合格者	13,506	13,933	520	708
合格率	49.43	47.74	40.12	35.3
その他				
合格者	19,054	19,397	1008	999
合格率	41.67	37.21	43.29	35.7
合 計				
合格者	269,821	270,851	100862	102,343
合格率	56.77	54.57	63.81	61.8

出典：Ministère de l'Education nationale, Repères et Références statistiques sur les enseignement et la formation, 1985, p.194. 及び、同1986, p.229.

* 職業教育リセは、職業リセの旧称。

トの主張に賛意を示している。ショタール（Y.Chotard, CNPFの副会長）は、「フランスの教育機関は、青年に実生活の準備をさせる能力を証明してこなかった」し、現在もそれは変化していないとし、「教育界で行われている職業教育が、雇用の変化のリズムに従いうることを期待するのは無駄である。」と指摘する。したがって、学校は青年に対する職業教育を十分に担えないとして、職業人の責任において職業教育を実施すべきだと主張する。こうした観点から見習工訓練（l'apprentissage）や交互教育等の企業の意向を強く反映させうる制度の発展を要求している。さらにプロストが雇用適用モジュール訓練の実施を主として教育機関に担わせることに対しても、企業にこそ委ねるべきだと主張している。³⁴⁾

それでは、ショタールが発展を主張する見習工訓練や交互教育は、学校の職業教育と比べて優れた成果を挙げているといいだろうか。職業教育を職業人の責任に於て実施すべきだというショタールの見解から判断して、彼が最も重視していると思われる見習工訓練について検討してみる。見習工の数は、1984-85年に20万9252人である。このうち職業適認証（CAP）の取得試験の受験者は、約10万人、そのうち合格者は4万6784人（合格率45.48%）である。³⁵⁾（2万人がCAPの実技試験だけに、5000人が理論試験だけに合格するに留まっている。残りの3万人は実技試験、理論試験とも不合格である。しかもこれらのうち、実際に再受験できる者は、約6000-7000人程度といわれる。³⁶⁾）これに対して職業リセの生徒の場合、職業適任証取得試験の合格率は、公立校で59.63%、私立校で66.34%であり、見習工訓練に比べてかなり優位にある。しかも職業リセの生徒には、職業適任証のほかに職業教育免状（BEP）取得の道が開かれている。さらに職業教育免状取得後2年の教育を経て、職業バカラアの取得の取得も可能である。一方見習工訓練では、職業適任証の取得が可能であるに過ぎない。また教育・訓練修了後の失業率に関しても、見習工の場合職業リセの生徒よりも失業率は多少低いが、見習工として訓練を行った企業以外で就職を希望する者については、職業リセの生徒よりも失業率は高い。³⁷⁾つまり見習工の場合、就職先の選択の幅が狭められ、訓練を行った企業への従属を強める結果になっている。

交互教育についても、上記のごとく、教育・訓練とそれを通じての職業資格取得や就職の機会を青年に保障するものには、決してなり得ていないのが実情である。したがって、見習工訓練にせよ、交互教育にせよ、関与している教育・訓練が成果を挙げているとは言い難く、ショタールの発言には疑問が残る。

現在進められている産学提携は、部分的であるとはいえ、これらの主張を具体化するものであるといえる。こうした事態の進行の中で産学提携を促進することには、学校の職業教育が歴史的にも、また現在も担っている役割、特に青年に対して職業教育を公的に保障しようとする観点の軽視、あるいは否定にさえつながる可能性を伴う。特に上述の産学提携に関する検討委員会の報告書のなかで、職業適任証と職業教育免状の取得方法の多様化がうたわれたことを受けるかのように、見習工訓練による取得可能な資格の拡充に関する法案（従来CAPに限定されていたが、それと同水準のB

EPはもちろん、さらに高水準の職業バカロレアをも取得可能にしようとするもの) の提出を政府が企図している³⁹⁾ ことともかかわって、この点は看過できない。

第二に、企業が自らの要求に適合する青年を確保する方法として、産学提携を利用する傾向がある。

本来利潤追求を目的とする企業が、一定の犠牲を払いながらも産学提携を進める理由の一つには、学校教育への関与を通して、企業の要求する知識・技能(あるいは価値観や行動様式も)を身につけた青年の確保という思惑がある。

たとえば、ナント市では、第3次産業部門の学科を持つ多学科併設リセが、地元の銀行と提携している。これは、国際部門の充実と業務へのコンピュータ導入の方針を持つ銀行側の発意によるものであり、近隣の同リセが、観光、国際商業、情報サービスの上級テクニシャン免状取得準備コースを設置していることに銀行が注目したのである。契約では主として、銀行は銀行内での実習のために生徒の受け入れや、リセの教育に役立つ各種の資料の提供を行う。一方リセは、銀行の職員の教育・訓練を担当するというものである。この提携に関する銀行側の発言は、産学提携に参加する企業の意図を端的に示しており、興味深い。

「たとえ時間的な投資は、企業にとって無視できないものであるにしても、中期的、長期的にみればこの試みは採算がとれる。3、4年後には、企業の世界に親しんだ、また企業が希望するプロフィールによりよく応える志願者、一言で言えば非常に能率的な協力者を、我々は労働市場に見いだすであろう。それが企業内実習の目的である。」⁴⁰⁾

このような企業側の意向を示す調査もある。'L'Usine,nouvelle'誌が1984年9月に100社の企業(従業員100人以上)の管理職を対象に行ったアンケートでは、80%が産学提携の実施に賛成と回答した。産学提携がもたらす効果として、「より適切に企業の実情に適応できる青年を見いだすことができる。」と回答した者が88%に達した。⁴¹⁾(また、「教育機関が、現在の経済の要求に直面しように変化することを援助できる」と回答したものも、同じく88%に達した。)確かにこの点で産学提携は、生徒の就職をある程度促すという効果を期待できるように思われる。しかし特定企業の特定の要求に応えることに留まり、社会一般に通用する、従って企業間の移動を可能にするような知識・技能を保障しうるか否かについては分明でない。

またこのことは、提携の対象となる学校が、企業の経営上の要求に合致する学校——たとえば、企業が要求する学科を持つ学校、実習の見返りとしての職員の教育・訓練のための施設・設備を備えた学校等——に限定されるという事態を招いてる。普通教育の学校の場合には、職業指導等の観点から企業内実習の実施を希望しても、それがしばしば困難であることが報告されている。⁴²⁾

第三には、産学提携が、施設、設備の充実のための費用を節約する一方法に位置づけられていることである。

政府は、職業教育関係予算の増額を盛り込んだテクノロジー・職業教育計画法を成立させるなど、

表一6 産学提携に関する企業の反応

産学提携は、次のような結果をもたらすと思いますか。

	そう思う	そう思わない	わからない
・教育機関が、現在の経済の要求に直面できるように変化することを援助する	88	8	4
・企業の現実により適切に適合する青年を見つけることを可能にする	88	11	1
・企業が社会に適切に参入することを保障する	70	22	8
・自社の企業イメージを改善する	53	43	4
・幹部職員が教育の役割を担うことを可能にする	50	43	7
・自社の職員のために自社内で教育・訓練の組織化を可能にする	45	47	8

〔出典〕 Jemulage école—entreprise ; Le oui massif de l'industrie
L'usine nouvelle, no.37, 1984.9.13.

技術・職業教育振興の方針の下で、施設、設備の充実に努めている。しかしそれによりカバーできない部分については、複数の学校による施設、設備の共同利用と並んで企業の施設、設備の利用を提起している。¹²⁾ 後者の方法に依存することは、国家財政逼迫という事情はあるにせよ、教育条件の整備に関する国の義務を曖昧にさせかねない。

第四に、産学提携の進め方にかかわって、学校、企業双方とも、構成員の意向が必ずしも尊重されているとはいえない。むしろ校長や企業主の独断で進められる場合がほとんどであるといわれる。この点については、多くの校長が旧来の中央集権的な上意下達方式を克服できず、構成員の意向を反映させて物事に対処するという運営方法に不慣れであることなどが理由として指摘されている。

社会党政権の下で推進された行政全体の地方分権化改革の一環として、学校の自治権限を拡大する政策も実施されているが、こうした実態は、この政策の浸透が各学校レベルでは依然として困難であることを示している。たとえばこの政策により、管理評議会（conseil d'administration——管理責任者、教師、父母、生徒等の代表により構成される。）は、従来の学校評議会（conseil d'état-blissement）に比して学校の管理・運営に関する権限が強化された。⁴³⁾しかし、実際には教師や父母は契約の直前になって初めて知らされたり、生徒にいたっては具体的な活動が実施される直前に、しかもその活動が生徒に直接関係する場合に限られるという事例が少なくないといわれる。⁴⁴⁾そのことは、産学提携による諸活動の内容が教育目的に合致しているかどうか、構成員の要求に応えうるものであるかどうか等の点に関わって、教師や父母、生徒のそれぞれの立場からの検討、チェックが保障されていないという点で問題をはらんでいるように思われる。（なお、産学提携に関する国民教育省のガイドは、提携にあたって構成員や関係諸機関と協議することを原則とするように提起している。）⁴⁵⁾

第五に、実態的にみると、国民教育省が掲げる上述の諸目的を達成するための指導体制が、各々の学校で必ずしも十分に保障されてはいない。各地で最も重点的に取り組まれている企業内実習についても同様である。職業指導の観点から企業の実態を正確に理解させることを期するのであれば、たんに技能の習得だけの指導に留まらず、普通教育の諸教科によって企業の社会的、経済的な役割に関する知識の教授等の指導も当然必要となろう。しかし実際には、こうした点に関する指導の不十分さが指摘されている。たとえば、実習中に職業リセの教師が行う指導は、ほとんどの場合職業教育担当の教師によるものに限定されているし、また企業で学んだ知識、技能を学校での学習に反映させるための指導も必ずしも十分には行われていないといわれる。⁴⁶⁾

まとめ

本論で述べたように、産学提携にたいする職業リセの教師たちの支持が強いことを示す調査結果もある。また職業リセの一部の生徒の間にも支持があるといわれている。たとえばある職業リセでは、教師の配転に抗議するストライキを組織するなかで、生徒たちが就職を可能にするようなまともな職業教育を受けていないことを自覚し、教育の改善を求めて自ら産学提携を行っている企業に赴き、その実態を見学したことが報告されている。⁴⁷⁾また別の都市では、生徒の発意によって契約を締結した事例もあるという。

確かに最近の政府の技術・職業教育振興策に基づく諸改革により改善を期待しうるようになったとはいえ、職業リセの教育条件は他のリセと比べると、教員の労働条件、施設、設備等の点で依然劣っている。そのことは、まともな職業教育の保障という点で大きな問題点を抱えていることを示している。このような状況下で進められている産学提携が、職業リセの生徒や教師の支持を得てい

ることは、むしろ当然と言えるかもしれない。（劣悪な教育条件や教育内容に対する不満の現れとみることも可能であろう。）今日失業問題が深刻化しているなかで、多くの青年は就職を保障しうるまともな職業教育を切実に要求している。就職に結びつかない限り、職業教育は生徒の関心になり得ないと指摘されるゆえんである。⁴⁰⁾ その点では、今日の産学提携の問題を通して、就職を保障しうる職業教育とはいかなるものか、学校はそれをいかにして創造するのかにかかわって、学校の職業教育のあり方が問われているといえよう。

他方、社会的要請にかかわっても、同様のことを指摘しうる。社会的要請のないところに職業教育は存在しないといわれるよう、職業教育の存在理由の一つが社会的要請に応えうることにあるとするならば、経済再建を担う人材を求める社会の動向に対して無関心でいることは、職業教育の存立を危うくするであろう。産学提携は、社会的要請に応えうる職業教育を学校が保障しうるか否か、また保障しうるとすればそれはいかなる形態においてなのかなど、学校の職業教育のあり方を改めて問うているといえよう。つまり学校が教育機関としての独自性と責任を堅持しつつ、教育の改善をはかることにより社会的要請に応えるのか、あるいはそのような改善を自らの主体的責任において行うことを放てきし、職業教育を企業に委ね、学校の職業教育の縮小や廃止を甘受するのかを、この問題は問うているように思われる。

しかしいずれにせよ、本論で述べたように、産学提携が比較的早期に実施されており、また学校、企業双方にそれを規制する制度を法的に整備しているフランスにおいても、その規制の実効性の確保などの点で克服すべき課題が多い。また教育における企業の責任と機能、及び企業に責任を担わせるべき領域などに関わって労働組合内でもコンセンサスが得られているわけではない。産学提携は、フランスにおいてもまだなお数多くの課題を、教育と教育学に提起する問題であるといえる。

註

- 1) J.P.Chevénement, Apprendre pour entreprendre, Librairie Générale Francaise, 1985, p.32.
- 2) 'Discours de Jean-Pierre Chevénement Ministre de l'Education nationale Journée nationale éducation—économie 17 juin 1985', "L'enseignement technique", 1985 7.8.9., p.34.
- 3) Ibid., pp.36-37.
- 4) 'Education—entreprise', Cahier de l'Education nationale. 1985.5., p.5
- 5) 'Situation des jumelages école—entreprise' "L'Enseignement technique" 1985 7-8-9; p.44.
- 6) Ibid.
- 7) Mission Education—Entreprises, Rapport et recommandations, 1985, p.8.

- 8) 産学提携の諸活動に関しては、主として以下の文献、資料によった。
- Ministère de l'Éducation nationale, Éducation nationale Entreprise 1985,
"L'Enseignement technique" 1985 7-8-9, pp.46-50
"Le monde de l'éducation", 1985 5, pp.15-18., "Cahier de l'Éducation nationale" 1985.
5, pp.9-20.
- 9) コレージュの職業指導については、拙稿「現代フランスにおける職業指導の動向」、『日本産業教育学会研究紀要』第17号、1987年を参照されたい。
- 10) Mission Éducation-Entreprises, op.cit. p.83.
- 11) Ibid.
- 12) Ministère de l'Éducation nationale, Éducation nationale Entreprise, 1985, p.17.
- 13) Rapport sur les "systèmes d'information professionnelle et d'orientation qui existent actuellement au bénéfice des jeunes et des adultes", 1980, p.67.
- 14) Ministère de l'Éducation nationale, Repères et Références statistiques sur les enseignement et la formation, 1985, p.194.
- 15) Ministère de l'Éducation nationale, Bilan des jumelage école-entreprises 17 juin 1985, 1985. p.2
- 16) Ministère de l'Éducation nationale, Éducation nationale Entreprise, 1985, p.6.
- 17) Ibid.
- 18) Ibid., p.5.
- 19) "Le monde de l'éducation" 1985 10, p.18.
- 20) Ibid.
- 21) "Cahier de l'Éducation nationale", 1985 5, p.12.
- 22) Ministère de l'Éducation nationale, Bilan des jumelage école-entreprises 17 juin 1985, 1985. p.2.
- 23) ここで用いる主な資料は、以下のとおり。
- "Cahier de l'Éducation nationale", 1985 5, p.3-8., "Cahier pédagogiques", 1987.1, p.13-15., Mission Éducation-entreprises op.cit. pp.133-155.
- 24) Ministère de l'Éducation nationale, Bilan des jumelage école-entreprises 17 juin 1985, 1985. p.4., "Le monde de l'éducation", 1985.5, p.19.
- 25) 'Former, une nouvelle fonction du "collectif entreprise"', "Cahier pédagogiques", 1987.1., p.13.
- 26) 'les délégués du personnel', "Travail et Emoloi", 1981.11-12. p.95
- 27) "Cahier de l'Éducation nationale", 1985.5., p.7.

- 28)拙稿「現代フランスにおける就職前青年のための交互教育」、『名古屋大学教育学部紀要——教育学科』、1986年度 第33巻、p.295—309.
- 29) "Cahier de l'Éducation nationale", 1985.5., p.8.
- 30) 'Responsabilités pour l'école et les travailleurs', "Cahier pédagogiques" 1987.1., p.14.
- 31) Ibid.
- 32) "Cahier de l'Éducation nationale", 1985.5., p.8.
- 33) A.Prost, Éloge des pédagogue, Seuil, 1985, pp.157—173.
- 34) 'Avenir de l'enseignement professionnel', "Le monde de l'éducation" 1986.4, p.47.
- 35) Ministère de l'Éducation nationale, Repères et Références statistiques sur les enseignement et la formation, 1985, p.194.
- 36) 'Apprentissage', "École et la nation" 1985.10 p.10.
- 37) 'L'apprentissage', "L'Enseignement technique" 1981.7.8.9. p.33.
- 38) "Le monde de l'éducation", 1987.6, p.8.
- 39) "Cahier de l'Éducation nationale", 1985.5.p.12.
- 40) 'Jumelage école—entreprise, le oui massif de l'industrie' "L'Usine nouvelle" 1984.9.13.
- 41) "Cahier de l'Éducation nationale" 1985.5.p.12.
- 42) 'L'enseignement technique filière de la réussite' "L'Enseignement technique" 1985.1, p.4.
- 43) 小橋佐知子、「フランス教育行政の地方分権化改革と学校自治」、お茶の水女子大学『人間文化研究年報』、1986年。
- 44) Le monde de l'éducation, 1985.5., p.20.
- 45) Ministère de l'Éducation nationale, Education nationale Entrprise; 1985, p.16.
- 46) M.Figeat 'Les séquences éducatives en entreprise : un leurre ?
"Cahier pédagogiques", 1987.1. p.9.
- 47) 'Ce que veulent les lycéens des L.E.P.' "École et la nation"
1985.1, p.30.
- 48) 'LEP:enfin le grand soir ?' "Le monde de l'éducation", 1984.9 p.82.

〔付記〕 手塚武彦氏（国立教育研究所）、堀内達夫氏（大阪市立大学）、岩橋恵子氏（第一幼稚教育短期大学）に、資料収集に関して便宜をはかっていただいた。記して感謝申し上げる。